

永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業
設計・施工一貫プロポーザル実施要領

令和7年6月

永平寺町子育て支援課

1. 目的

永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業について、本町の未来を担う次世代の子どもたちへ繋ぐシンボル遊具になることを目指し整備を行う。

本事業は、天候に左右されることなく、0歳から6歳児の親子が屋内で安全に遊べる場所を設置し、子どもたちの心身の健やかな成長を図るとともに本町のにぎわいや魅力の発信につながるような遊び場にすることを目的とする。

2. 一般項目

- (1) 事業名 永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業
- (2) 対象年齢 0歳から6歳児
- (3) 発注者 永平寺町
- (4) 審査方法 永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査する。

(5) 工事内容

ア 工事名 永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業

イ 施工場所 松岡福祉総合センター2階(翠荘)

(住所)：永平寺町松岡吉野塚15号44番地

※施工場所の平面図等は 別紙1～別紙3を参照すること

ウ 工期 契約締結日の翌日から令和7年12月26日(金)まで

エ 工事概要 ①事業に係るすべての調査、測量及び実施設計

②遊具の製作、設置及び付帯工事の施工

③上記①、②に係る施工監理

オ 施工条件 別紙4「要求水準書」の方針は、最低限として必ず実施すること。

別紙5「施工条件書」に基づき設計・施工を行うこと。

カ 事業上限額 32,000,000円(消費税相当額含む)

(内訳) 遊具整備工事 30,000,000円

実施設計業務 2,000,000円

※事業費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をもって提案価格とするため、参加申込者(以下「提案者」という)は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案の事業価格金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を事業費内訳書(様式4)に記載すること。この金額は事業規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

3. 提案者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 提案者は、福井県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。

- なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。
- (2) 遊具の提案及び設計に当たり、遊具取扱業者を協力会社として必ず加えること。
 - (3) 協力会社は、日本国内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。
 - (4) 過去10年間（平成27年～令和6年）に、公共施設に遊具設置（納入）実績を有すること。
 - (5) 提案者及び協力会社は、本事業を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備えると共に、以下の共通要件を充たすこと。

【共通要件】

- ア 令和7年度永平寺町競争入札参加資格名簿（建築業及び、とび土工）に登載されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 法人及びその役員が、永平寺町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- オ 本事業の公告日から工事契約締結日までの間において、本町の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- カ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

4. 参加申込書の提出

提案者は、次の書類を提出すること。（別紙6 提出書類一覧のとおり）

- (1) 参加申込書・・・（様式1）
- (2) 誓約書・・・（様式2）

提出方法：担当部署へ持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとし、提出日は土、日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

提出期限：令和7年6月30日（月）午後5時00分まで（必着）

5. 提案書等の提出

提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 会社概要・・・（様式3）
- (2) 事業費内訳書・・・（様式4）
- (3) 実施体制・・・（様式5）
- (4) 提案書・・・（様式6-①～様式6-④）

提出方法：担当部署へ持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとし、提出日は土、日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までと

する。

提出期限：令和7年7月23日（水）午後5時00分まで（必着）

提案書に加えて、下記の資料を添付すること。

- ア 概要図（提案完成予想イラスト・全体配置計画図等）
- イ 構造図（製品サイズや材質がわかる資料）
- ウ 工程計画書（任意様式、設計から工事施工完了までの計画を記載すること。）
- エ その他提案を補足する資料（審査は、様式6-①～様式6-④の提案資料に記載された内容のみで行う。）

上記書類の提出にあたり、次の（ア）から（ウ）に従うこと。

- （ア）（1）から（4）を1冊として、原本1部、写しを9部、合計10部を提出すること。また、提出書類をPDF化した電子データ一式もあわせて提出すること。
- （イ）様式内の注意事項に沿って記載すること。
- （ウ）提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出について、又は撤回は認めない。但し、審査過程でこれらの資料についてヒアリング、明瞭化を行うことがある。

※書類は、分散しないようA4ファイル等で綴じて提出してください。

（副本は複写機による写し可）。

- ・資料はA4サイズとしてください。
ただし、様式6-①～様式6-④はA3サイズとしてください。
- ・資料番号をインデックスで表示してください。
- ・様式の枠の拡大は自由です。

6. 審査、選定及び契約

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

（1）評価点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、評価点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。また、提案者が1者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

（2）評価の実施・優先交渉権者の選定及び契約

各審査委員は、審査項目毎の配点の範囲内で審査点数を評点し、審査委員全員の審査点数の合計点（110点満点×審査員数。ただし、総合配点の50%以上であること）より順位を決定する。

提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、審査委員長の審査点数（審査委員長が不在のときは審査副委員長の審査点数）が高い者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者に選定された者は、速やかに本町と契約内容の事前協議を行い、事務手続きが整い次第、事業上限額の範囲内で随意契約の手続きを行う。この場

合において、優先交渉権者から、必要に応じて見積書を徴収し、また、契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

優先交渉権者との協議が整わない場合、町は、次点交渉権者と協議を行う。

なお、提案者が1者の場合は、審査結果が評価点の50%以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

(3) 審査委員

審査委員会は、幼児教育関係の学識経験者、地域での子育て支援・活動に参画している者、幼保園・学校の保護者、保育士、町及び町教育委員会の職員等、10名程度の委員で構成する。

7. 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

(1) 実施日：令和7年7月29日（予定）

説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の提案者に別途通知する。

(2) 実施場所：提案者に別途通知する。

(3) 実施方法：説明20分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け10分以内、合計40分以内とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは本町で準備し、その他、説明に必要な機器は、各提案者で用意すること。

(4) 説明は提出した提案書（様式6-①～様式6-④）に記載された内容については必ず行うものとする。

8. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、提案者に通知する。

(2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。

(3) 審査結果（優先交渉権者）は、本町ホームページで公表する。なお、審査の内容及び経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。なお、町は受付時に提出される書類の内容確認は行わない。

(1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。

(2) 提出書類に不備があるもの。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

(5) 正当な理由がなく、審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。

(6) 「3. 提案者の資格要件」を満たすことができなくなったもの。

(7) その他不適切と判断したもの。

10. 実施要領に対する質問・回答

実施要領に対する質問・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：令和7年7月11日（金）午後5時00分まで

回答期限：令和7年7月16日（水）午後5時00分まで

- (1) 質問のある者は、質問書（様式7）にその内容を簡潔かつ明確に記載し、電子メールで「17. 担当部署」へ提出すること。なお、質問は「3. 提案者の資格要件」を満たす者のみから受け付けるものとする。
- (2) 全ての質問への回答については、本町ホームページにて公表する。
- (3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質問は受け付けない。契約後に実施設計の中で資料収集、測量業務等を行うこと。
- (4) 質問内容には、質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

11. 施工場所の調査等

施工場所の調査等については、施設利用者、交通安全等に十分配慮して行うこと。

12. スケジュール

令和7年6月17日（火）公募開始

6月24日（火）現場見学会

7月11日（金）質問受付期限 午後5時00分まで（必着）

7月16日（水）質問回答 ※本町ホームページにて回答を公表

6月30日（月）参加申込書提出期限 午後5時00分まで

（必着）

7月23日（水）提案書提出期限 午後5時00分まで（必着）

7月29日（火）審査委員説明会（実施日が変更になる場合がある）

8月上旬頃 最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）

8月上旬頃 優先交渉権者との事前協議（予定）

9月上旬頃 実施設計書の提出期限（1月以内）

※担当部署へ提出すること。

9月上旬頃 本契約（特命随意契約）

13. 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要した経費は、全て提案者の負担とする。

14. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、提案者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に抵触する行為を行ってはならない。公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、

町は、当該提案者の参加申込書を受け付けない。また、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。なお、その他、町が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

15. 現場見学会

現場見学会を下記のとおり実施する。

- (1) 見学日時 令和7年6月24日(火) 午前9時から3時間程度
- (2) 申込期限 令和7年6月23日(月) 正午まで
- (3) 申込方法 「様式8 現場見学会申込書」を電子メールにて担当部署へ提出すること。メールの表題は、「子どもの遊び場現場見学会」とすること。
- (4) 参加人数 1提案者につき3名までとする。
- (5) 留意点
 - ア 見学会の参加は任意とし、参加要件及び評価要件ではない。
 - イ 参加者は、名刺等、事業所名や氏名が分かるものを持参すること。
 - ウ 参加者は、所定の時刻までに見学現場へ来ること。
 - エ 写真撮影は可能とする。
 - オ 資料配布や説明、質疑回答は行わない。
 - カ 万が一現場見学を中止する場合は、申込担当者に連絡する。

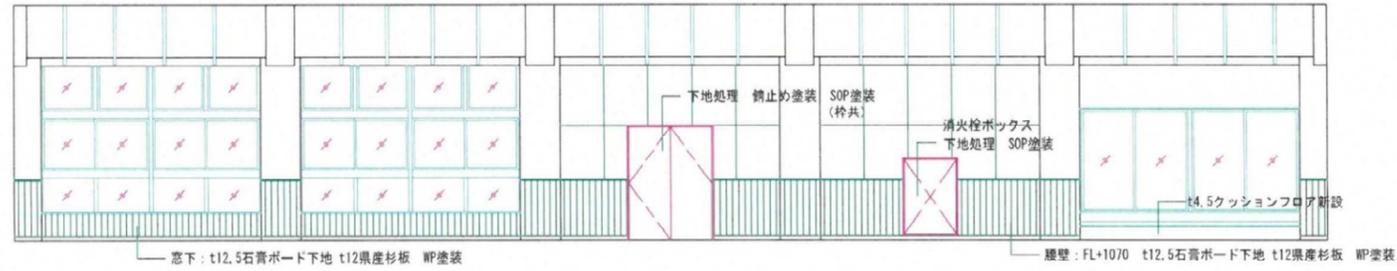
16. その他

- (1) 町は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、町は、必要な範囲において、契約者の承諾を得た上で、公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この事業の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。
- (4) 応募に必要な書類については、本町ホームページよりダウンロードし入手すること。

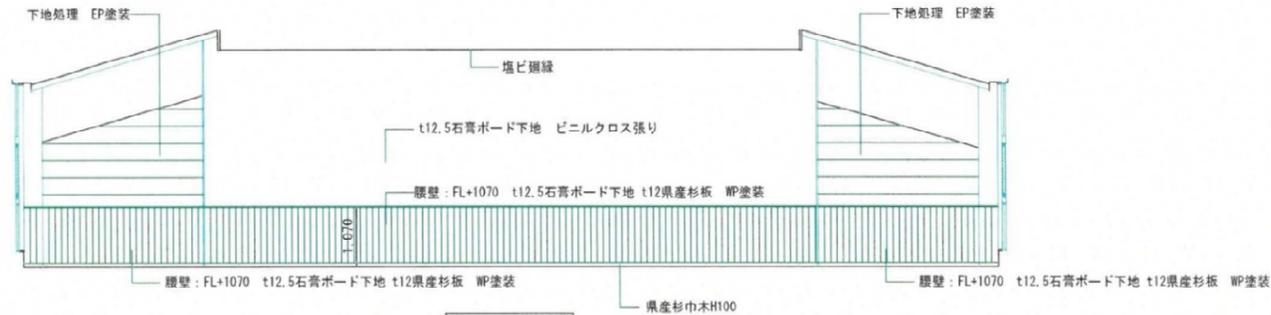
17. 担当部署（書類提出先、問い合わせ先）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町子育て支援課
(電話) 0776-61-7250
(FAX) 0776-61-3464
(メール) kosodate@town.eiheiji.lg.jp

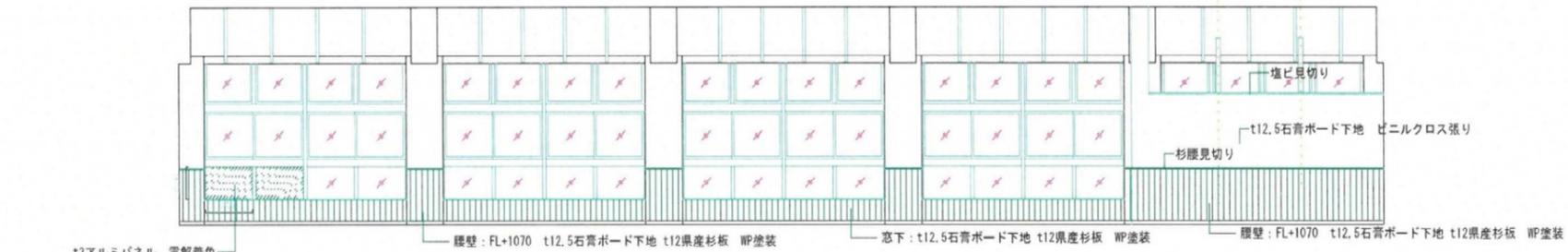
別紙2



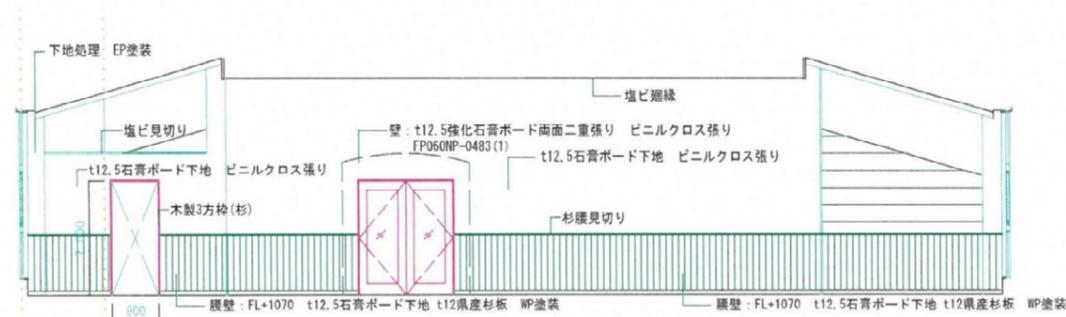
多目的ホール 1



多目的ホール 2



多目的ホール 3



多目的ホール 4

工事名称	永平寺町子どもの遊び場整備工事	(事業主体)	永平寺町	設計監理	登録管理建築士	設計	図面番号
図面名称	改修後 多目的広場平面図	(建設地)	永平寺町松岡吉野塚地係				A-18
	図尺 1/100						



別紙4 (要求水準書)

①	遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第3版)」(令和6年6月国土交通省)に基づき、「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)」((社)日本公園施設業協会)又は同等の基準を満たすこと。
②	遊具の対象年齢、遊び方、注意事項に関する情報が入った看板を設置すること。
③	インクルーシブ遊具を設置すること。
④	遊び機能として、以下の項目を考慮した空間を提案すること。その他の提案がある場合は、追加提案すること。 【3～6歳児の動きのあるエリア】 【3～5歳児の静かに遊ぶエリア】 【0～2歳児エリア】 今回整備する遊具に加え、子育て支援センターの遊具も併せて活用する空間を提案すること(使用する遊具は、現場見学会時に示すこととする。)
⑤	子育て支援センター機能スペース(40㎡程度)及び休憩機能スペースも考慮した空間を提案すること。
⑥	設計、施工にあたっては、最新の福井県土木工事共通仕様書、福井県土木工事施工管理基準その他関連する基準に従うこと。
⑦	遊具等の材料は、永平寺町の気象条件を考慮し、腐食しにくく、耐久性に優れたものを採用すること。また「福井県木材利用基本方針」に準じた県木材の利用の促進に努めるものとする。
⑧	維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。
⑨	遊具の周囲にはセーフティーマット等必要な安全施設を設置すること。
⑩	製品を設置後2年間(木部の腐朽に関するものは5年間)、通常の使用にも関わらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。
⑪	設置遊具は、生産物賠償責任保険加入製品であること。
⑫	松岡福祉総合センターは、福祉避難所に指定されていることから、有事の際を想定した、遊具の配置及び移動を考慮すること。

別紙5(施工条件書)

①	<p>施工時間帯は、9時00分から17時00分までとする。(土、日、祝日を除く) ※管理者が認める場合はこの限りではない。</p>
②	<p>受注業者は、最終審査結果の通知(事前協議)後に実施設計を完了させ、その内容については、発注者との本契約後に施工に着手すること。</p>
③	<p>事業の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。</p>
④	<p>受注業者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員(発注者)の承諾を得て速やかに手配を行い、事業の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、用具(材料)の検収を行うこと。</p>
⑤	<p>工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来高管理、発生材マニフェスト、その他)に整理し、工程の過程が容易に把握出来る様にする事。</p>
⑥	<p>遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の加工状況・溶接状況、塗装膜厚確認等)および竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。</p>
⑦	<p>事業に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、受注業者により補修等行うこと。</p>
⑧	<p>遊具の完成予想図や整備状況について、ホームページ等で随時PRを行うため、資料作成、準備等に協力すること。</p>
⑨	<p>大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。</p>
⑩	<p>永平寺町が別途発注する工事と工期が重複するため、工程調整等に協力すること。</p>

別紙 6

提出書類一覧

参加者	商号又は名称		
	代表者氏名		
担当者	氏名		
TEL		FAX	

資料番号	提出書類	提出
1	参加申込書（様式1）	
2	誓約書（様式2）	
3	会社概要（様式3）	
4	事業費内訳書（様式4）	
5	実施体制（様式5）	
6	提案書（様式6-①～様式6-④）	
7	概要図（提案完成予想イラスト・全体配置計画図等）	
8	構造図（製品サイズや材質がわかる資料）	
9	工程計画書（任意様式、設計から工事施工完了までの計画を記載すること。）	
10	その他提案を補足する資料	
11	電子データファイル	

<注意事項>

※正本1部、副本9部、合計10部を提出してください。

※各資料はA4サイズ（ただし、様式6-①～様式6-④はA3サイズ）で綴じ込んでください。

また、資料番号をインデックスに書き込み、資料に付して提出してください。

※当該提出書類一覧は、事業者及び担当者欄を記入し、提出欄に○を付し、綴じ込んだ資料の先頭に添付してください。

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

様式1 (参加申込書)

永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業設計・施工一貫プロポーザル
参加申込書

令和 年 月 日

永平寺町長 河合 永充 様

標記プロポーザルについて、参加を申込みます。

(参加申込者)

所在地

商号または名称

代表者職・氏名

印

担当者名

電話番号

FAX

メールアドレス

様式2（誓約書）

誓約書

令和 年 月 日

永平寺町長 河合 永充 様

商号または名称

代表者職・氏名

印

永平寺町が実施する下記のプロポーザルに関し、以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

名称 永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業

次に掲げる要件をすべて満たす者

(1) 提案者は、福井県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。

(2) 遊具の提案及び設計に当たり、遊具取扱業者を協力会社として必ず加えること。

(3) 協力会社は、日本国内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。

(4) 過去10年間（平成27年～令和6年）に、公共施設に遊具設置（納入）実績を有すること。

(5) 提案者及び協力会社は、本事業を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備えると共に、以下の共通要件を充たすこと。

【共通要件】

(ア) 令和7年度永平寺町競争入札参加資格名簿（建築業及び、とび土工）に登載されている者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(エ) 法人及びその役員が、永平寺町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(オ) 本事業の公告日から工事契約締結日までの間において、本町の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(カ) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

様式3 (会社概要)

会 社 概 要

令和 年 月 日

名称、商号	
資本金	
売上高	
所在地	
事務所名 (住所)	
従業員数	
公共施設への遊 具設置 (納入) 実績	

※資本金は、直近の1年を記入すること。単位は百万円。

※売上高は、直近の2年を記入すること。単位は百万円。

※全社従業員数は、直近の1年を記入すること。単位は人。

※過去10年間(平成27年～令和6年)に、公共施設に遊具設置(納入)実績を記入すること。実績が多数の場合は、別紙も可とする。

参加する協力会社は、下記に記載すること。

所在地	
事業所名	
連絡先	

所在地
 商号又は名称
 代表者の職氏名 印

事業名 永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業

年度	費目・工種・施工名称など	数量	単位	金額	備考	
	以下記入すること。					
	(記載例)					
令和7年度 (上限額3,200万円)	遊具設計費	1	式			
	遊具製造費 ●●●	□	基			
	▲▲▲	□	基			
	遊具設置費	1	式			
	その他工事費	1	式			
	○○○					
	△△△					
	※事業費の内訳については、詳細に記載すること					
事業価格(税抜き)						
事業費(税込み)						

- (1) 事業上限額は3,200万円(消費税相当額含む)であることに留意し積算すること。
- (2) 調査、測量、実施設計、遊具の製作、設置及び付帯工事の施工、施工監理、諸手続きすべて含んだ金額を提案すること。

様式5（実施体制）

実施体制

令和 年 月 日

役 割	所 属	予定技術者氏名	資格等	担当する業務内容
(例) 管理技術者（設計）				
(例) 現場代理人（施工）				
(例) 主任技術者（施工）				
(例) 担当技術者				

- (1) 予定する技術者を記入すること。
- (2) 技術者を複数配置する場合は、主たる技術者を1名選任し、予定技術者氏名の欄に「(主)」と記載すること。
- (3) 本様式の行数が不足する場合、行を追加すること。
- (4) A4判片面で印刷すること。

①計画内容の魅力等

注意事項 ※この注意事項の欄は提案時にも削除しないこと。

- (1) 提案書(本様式)に記載された内容で評価するものとし、添付された参考資料にのみ記載された事項については、評価の対象外とする。
- (2) 工程的に現実的ではない、関係者との調整が困難と判断される提案は評価の対象外とする。

②施設の安全性

注意事項 ※この注意事項の欄は提案時にも削除しないこと。
(1) 提案書(本様式)に記載された内容で評価するものとし、添付された参考資料にのみ記載された事項については、評価の対象外とする。
(2) 工程的に現実的ではない、関係者との調整が困難と判断される提案は評価の対象外とする。

③維持管理性

注意事項 ※この注意事項の欄は提案時にも削除しないこと。

- (1) 提案書(本様式)に記載された内容で評価するものとし、添付された参考資料にのみ記載された事項については、評価の対象外とする。
- (2) 工程的に現実的ではない、関係者との調整が困難と判断される提案は評価の対象外とする。

④自由提案

注意事項 ※この注意事項の欄は提案時にも削除しないこと。

- (1) 提案書(本様式)に記載された内容で評価するものとし、添付された参考資料にのみ記載された事項については、評価の対象外とする。
- (2) 工程的に現実的ではない、関係者との調整が困難と判断される提案は評価の対象外とする。

【様式8】(現場見学会申込書)

令和 年 月 日

永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業
プロポーザル担当部署 宛

(参加申込者)

会社名:

担当者名:

TEL :

E-mail :

現場見学会申込書

永平寺町子どもの遊び場遊具整備事業プロポーザルに関する現場見学会に参加申込みします。

No.	参加者所属	参加者氏名
1		
2		
3		

※参加者数は、1提案者につき3名以内とする。